

令和7年3月から適用される公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和7年3月から適用される公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたことに伴い、以下のとおり特例措置を定めます。

1、措置の内容

2に定める業務委託の受注者は、福島市業務委託契約条項第41条の規定に基づき、業務委託料の変更の協議を請求することができます。

2、適用対象業務委託

令和7年3月1日以降に契約を行う業務委託のうち、令和7年3月1日改正前の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

適用対象業務委託にあつては、発注者（担当所属）は受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

3、請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出する。

変更後の請負代金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次の額を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初の契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4、協議の請求期限について

この特例措置に基づく業務委託料の変更の受注者からの協議の請求期限については、当初契約の日から60日以内となりますのでご注意願います。

附 則

1 この特例措置は、令和7年3月1日から施行し、適用する。